

地方独立行政法人市立秋田総合病院の第1期中期目標期間の 終了時の検討について

1 検討の理由

今般、地方独立行政法人市立秋田総合病院（以下「法人」という。）の第1期中期目標の期間（平成26年4月1日から平成31年3月31日まで）の終了時に見込まれる業務実績に関する評価を行ったことから、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第30条第1項の規定に基づき、法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務および組織の全般にわたる検討を行うものである。

2 第1期中期目標期間の終了時の検討

法人は、地域の中核病院として、良質で安全な医療を提供し続けることにより、住民の健康の維持および増進に寄与することを目的として設立され、市が指示した第1期中期目標を達成するために中期計画および年度計画を作成し、業務運営を行ってきた。

第1期中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績について、地方独立行政法人移行後の平成26年度から平成29年度までの間は中期計画に定めた項目が概ね実施されており、また、第1期中期目標期間の最終年度である平成30年度も概ね中期計画どおりに進む見込みであることから、中期目標で指示した項目が概ね達成される見込みと評価している。

具体的には、地域包括ケア病棟や基幹型認知症疾患医療センターを開設し、近年必要とされる医療需要に適切に対応するとともに、がん診療等の高度な医療の提供や結核・精神、救急医療、小児・周産期医療などの公的医療機関が担うべき医療の提供および災害時に被災地に駆けつけ救急医療を行う災害派遣医療チーム（DMAT）の整備など、地域における中核的な公的医療機関としての役割を果たしてきている。

また、法人は、地方独立行政法人移行後、自立性を十分に活かし、必要な人材の確保や育成を図ってきたほか、医業収入の確保に努めるとともに、電子カルテシステムの導入などによる業務の効率化にも取り組ん

できた。

その結果、地方独立行政法人移行後4年連続で経常収支の黒字を達成し、平成30年度も黒字を達成する見込みであり、安定した経営基盤の確保が図られている。

こうしたことから、法人の行う業務運営および地方独立行政法人としての組織形態は適切なものであると認められ、法の規定に基づき、法人の業務の廃止・移管や組織の廃止等の所要の措置を講ずる必要はないものと判断される。